

杉本家における防災の備え

Disaster Preparedness in the Sugimoto House, Kyoto

杉本歌子¹・金玟淑²・益田兼房³

Utako Sugimoto, Minsuk Kim and Kanefusa Masuda

¹古文書調査主任学芸員 財団法人奈良屋記念杉本家保存会 (〒600-8442 京都市下京区綾小路通新町西入る矢田町116)

Curator, Incorporated Foundation for the Preservation of the Sugimoto House

²立命館大学ポストドクトラルフェロー 歴史都市防災研究センター (〒603-8341 京都市北区小松原北町58)

Post-Doctoral Fellow, Ritsumeikan University, Research Center for Disaster Mitigation of Urban Cultural Heritage

³立命館大学教授 歴史都市防災研究センター (〒603-8341 京都市北区小松原北町58)

Professor, Ritsumeikan University, Research Center for Disaster Mitigation of Urban Cultural Heritage

Disaster Preparedness is a matter of importance from the perspective of damage mitigation. The purpose of this study is to analyze the recording itself on manual of disaster preparedness and to clarify how the recordings and the fire protection systems on building in the Sugimoto House in Kyoto were influenced throughout the Great Fire of Tenmei (1788) and Ganji (1864). The research results indicate that fire experience is necessarily determinants of fire preparedness.

Key Words : *DisasterPreparedness, Sugimoto House, Manual of Disaster Preparedness, Fire Protection Systems*

1. はじめに

京都の文化財と防災に関しては『文化遺産防災学「ことはじめ」篇』¹⁾や『京都歴史災害研究』²⁾に数多くの論文が発表されている。また、地域の防災計画に関しては長谷見雄二氏³⁾の研究などが先行している。本論文は、先行研究の手法に倣って、京都市指定有形文化財の杉本家住宅(平成2年指定)とその周辺地域を守るための防災計画策定のための基礎研究である。

京都市下京区綾小路通新町西入るに位置する杉本家住宅は、天明・元治の大火で類焼したが、現在の屋敷はその後再建されたものである。綾小路に南面して構える杉本家住宅の敷地は、間口は約30メートル、奥行きは約52.5メートルで、敷地の西側の膏薬図子は敷地の西北端で東へと折れ、東北の角でさらに北へと折れて一本北の四条通りへと抜けている。その表構えは、桁行11間半(1間は、約2メートルである)にして、その西へ前庭と表通りを境する高塀を建て連ねる。主屋は明治3年(1870)の建物であるが、敷地の北西にある3棟の土蔵は元治の大火にも類焼を免れており、現在も祇園祭をはじめとした年中行事のための美術工芸品の多くが土蔵等に収蔵されている。特に、戦後の杉本家住宅は、矢田町の町会所の代わりとして店舗棟が「伯牙山」のお飾り場として使用されており、祇園祭にも欠かせぬ役割を占める一方、道幅2.5メートルばかりの細い膏薬図子に軒を並べる京町家の景観などを含め、この一帯は祇園山鉾町のかつての町並みをうかがうことができる貴重な地域文化遺産である。

京町家を継承・維持管理していくための所有者の苦労はここで敢えて言及するまでもなく良く知られているが、地震や火災などの災害が起きた場合のその初期対応に関する対策が充分講じられているとは言えず、また文化財所有者のみの対策で乗り越えられることは不可能であるのも現状である。

そこで、立命館大学G-COEプログラム「歴史都市を守る『文化遺産防災学』推進拠点」では杉本家住宅と

その所蔵美術工芸品を護っていくための防災計画の提案を目指し、2009年度から財団法人奈良屋記念杉本家保存会（文化財所有者）・京都国立博物館・立命館大学が連携し、学際調査研究を実施している。本論文は、財団法人奈良屋記念杉本家保存会と立命館大学の2009年度の調査成果を報告するもので、杉本家が所蔵している古文書から防災に関する記録を把握し、杉本家が経験した過去の災害の歴史、その経験から形成された防災マニュアルや居住者の対応などを探るとともに、それらが環境の変化などによってどのように変わってきたかについて考察する。本調査に当たっては、杉本家の歴史及び古文書の調査は杉本家が主に担当し、文献上に出てくる建造物の考証や類似事例の調査は金が担当した。

2. 杉本家の歴史と過去の災害

杉本家の初代は杉本新右衛門（三代目秀明より新左衛門と改める）で、伊勢国飯高郡粥見村杉本八郎兵衛の六男として宝永元年（1704）に生まれ、14歳で京に上り京都四条高倉東入る呉服商奈良屋勘兵衛方に雇われ、21歳の時に奈良屋安兵衛方に転じて仕入れ方を任された後、現埼玉県騎西の店に赴き商いに精進し、40歳で独立を果たした⁴⁾。杉本家の創業に当たる「宿場入り」は寛保3年（1743）8月5日で、以降「奈良屋」という屋号で呉服店を営んでいた。当初は京都四条烏丸付近に借家して仮家を設けていたが、その後の明和4年（1767）に現在地（下京区綾小路通新町西入る矢田町）へ移った。以来、同地は昭和6年（1931）に閉鎖されるまで、京呉服の仕入れ店として住居を兼ねた本拠地としての役割を担い続けた。

初代が始めた商い形態は、「他国店持京商人」とよばれるもので、杉本家の場合は京呉服を下総（現在の千葉県）で売りさばいている。初めの支店は明和元年（1764）に今の佐原市に開業し、文化4年（1807）には佐倉市にも支店を持ち、明治42年（1909）に千葉市にも支店を開業してからは、次第に時勢に合わせて取扱商品も京呉服にとどまらず日用品なども扱い、柔軟に対応している。昭和5年（1930）11月1日には、千葉店を百貨店「ナラヤ」として新たに展開し、店舗や経営規模も拡大した。

第二次世界大戦では、焼夷弾による空襲で千葉店を焼失するが昭和21年（1946）から復興に入り、昭和27年（1952）の東館の完成をはじめ、およそ10年間にわたり中央館、西館という順で再建を果たす。その後の幾度もの危機も乗り越えて経営を続けたが、平成19年（2007）に千葉市の「ナラヤ」デパートは閉店することになった。

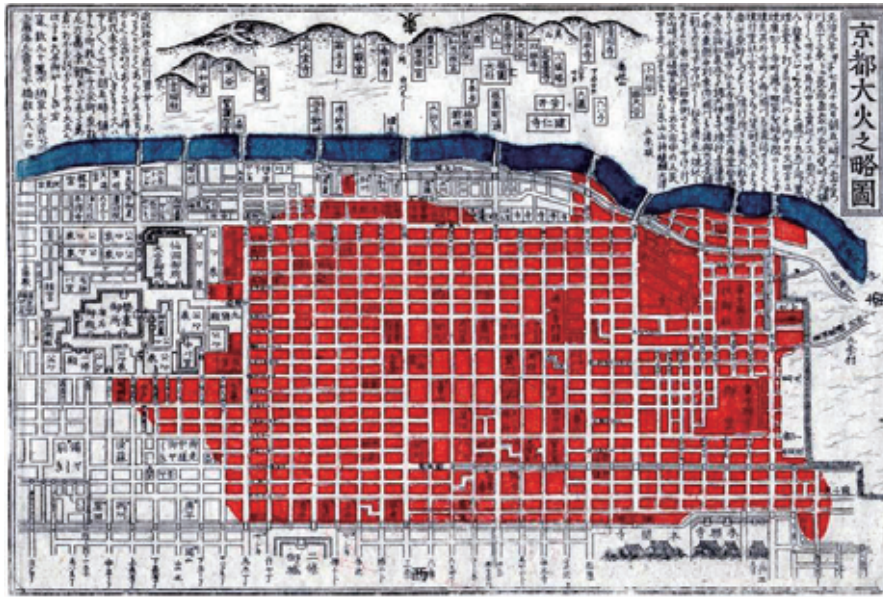
京都本店は昭和6年に閉鎖するが、その建物は平成2年（1990）に京都市教育委員会によって京都市指定有形文化財に指定された。それを受け、平成4年（1992）2月には財団法人を設立し、現在まで維持保存するに至った。なお、平成22年4月16日には重要文化財指定の答申が文化庁から発表されたため、7月には正式に官報告示となる予定である。

現在の杉本家住宅の主屋は元治の大火後に再建されたもので、棟札によれば明治3年（1870）4月23日に上棟されている。この時の当主は第6代新左衛門為賢、棟梁は菱屋利三郎と近江屋五良右衛門である。主屋の北寄り、防災壁のように隣接して鍵型に並ぶ大蔵・隅蔵・中蔵は建築年代が不明であるが、元治の大火には焼け残ったと伝えられている。

杉本家には「文政五年（1822）仲秋 杉本屋」という図面が残っており、天明の大火と元治の大火の間の杉本家の屋敷規模や間取りを窺うことができる。また、「明治三年二月 御本宅積り書」も残っており、再建時の間取りなどを検討することができる。この二つの図面に関しては中村⁵⁾がすでに報告しているため、本稿では現在残っている土蔵3棟が西側から時計廻りに大蔵・隅蔵・中蔵が建ち、中蔵の東側に東蔵1棟があったことのみ指摘しておく。この東蔵は昭和12年（1937）に滅失している。

前述したように現在の杉本家の屋敷は天明の大火、元治の大火に類焼し、その後再建されたものである。杉本家に伝えられている古文書のうち、京都の元治の大火の際の被害状況とその焼失範囲を示す「京都大火之略図」（図1、『萬覚留貳番』（嘉永4年（1851）から明治15年（1882）までの杉本家の覚書的な記録）に挟み込み史料として残されているもの）という瓦版がある。火事の瓦版の場合、京都ではすでに寛文13年（1673）の火事の例が確認されるが、現在残されたもののなかで圧倒的な量を占めるのは、天明8年（1788）の京都大火のものである⁶⁾。元治元年（1864）7月19日の禁門の変では、御所に砲火が飛び、京都市中は広い範囲で類焼し、市民は洛外に逃れるもの続出という大事件となったため、多くの瓦版が出た。しかし、火事を伝える従来の瓦版の体制を踏襲するものが大半を占めた⁷⁾。図1も政争のことには全く触れずに京都の大火としか表現していないという点では従来の形式を踏襲したものである。被害地域を朱で塗りつ

ぶし、「●」で大名屋敷を表わす一方、左上段と右上段にその出火地点と被害状況、人々の慌しさを生々しく描写しており、他の瓦版とは差を見せている。図1の下の「翻刻文」（筆者らが作成）の右から10行目の「周幡堂」は「因幡堂」の間違いのようである。



京都大火之略圖

元治元年甲子七月十九日朝五ツ時思敷ころ川原丁二条下ル長劔屋敷内出火暫時に火鎮る同しく四ツ半時烏丸中立賣辺より又出火いたし人々驚きアハヤト見る間に又堺丁丸太町辺二黒煙立登り折節南風つれ両口の火四方に焼廣かり寺町通り町家を始寺院のこらず焼失其他外寺町より西ハ堀川迄敷浪のごとくに焼行堂社小宮の分ちなく皆一時に火灰となる南ハ七条のはづれ迄焼行所々に飛火数多にして東願寺仏光寺周幡堂六角堂誓願寺ハ勿論和泉式部より錦天神まで焼行金蓮寺より南ハ東側無別条西ハ堀川迄諸御大名屋敷一軒ものこらずやけつくし松原通ハ東へ焼込ミそれより南ハ加茂川筋西側のこらずやけ行又山崎伏見嵯峨天龍寺に出火市中の人民四方に走り八方に立まよひ東山山科醍醐大津

近江路辺に逃行男女うしほのわくがごとくあられ玉ちるごとく立さわぐありさま誅前代未聞之次第なり火ハやうくと廿一日朝五ツ時二鎮り申候○町数凡一千余町家数凡六万余軒といふ未だ委敷ハ相不分何分古今の大火也此印●大名御やしき方竈数凡十万余納家凡三百八十ヶ所土蔵落凡五百六十ヶ所橋数凡八ヶ所

図1 元治の大火の際の被害状況を示す瓦版（上）と翻刻文（下、傍点筆者）
（財団法人奈良屋記念杉本家保存会所蔵）

3. 杉本家所蔵の古文書から見る防災の備え

(1) 「定例」

杉本家に伝えられている「定例」は、いわゆる「店務要項」に当たる30箇条におよぶ条文で、店務に相当する指示や注意を細かく与えており、毎月一度ずつ家内中集まって朗読するのを決まりとしていた。この「定例」の条文のはじめが「火用心」の心得から始まっていることは、杉本家における防災意識の高さを示すものである。

「定例」条文（抜粋、翻刻文、下線筆者）

- 一、ご公儀様より仰出され候御法度の趣を堅く相守り申す事
- 一、昼夜に限らず火用心入念に申べく候、毎夜々々相休み候節に、家内相互に二階等に至る迄随分気を付け申べく候事
- 一、何事に寄らず店の定例相背き申すまじく候事

- 一、もし近所に出火御座候節は、常々家内中申合せ、内外共に人数役割を定め置き、混乱致し申さず候様、めいめい引受の所大切に出精致すべく候事
- 一、店蔵の窓の戸締め目塗り致し候事、失念無き様相心がけ候事
- 一、毎夜用心をなし、懈怠なく番致し候事

この条文によると、毎日幾度も家人に注意を促すべきことと、家中を2階まで十分に点検することなどが記載されている。また、近隣で起きた火事の際には混乱がないよう予め家中の人々で人数・役割を決めておき、内外に配置することにしており、町衆たちの防災に対する意識の高さを看取できる。さらに、出火時には高価な商品のある店蔵の窓の戸を閉め、忘れずに目塗りをすべきことを書いている。最後には夜の火用心について当番を決めて注意をするよう喚起させている。

杉本家には家の存続と商いの成功、防災などにおいて銘々の役割分担を遂行するために、日頃から家内中および従業員にいたるまで意識を高める必要があった。そのため毎月朔日の夜に一同を一室に集め、「教文記」（「教文記」の原文は、三代目杉本新左衛門（1778～1830）によって書き定められている。この「教文記」では、店主に対する忠義、親元に対する孝行、儒仏思想に基づいて力説しているのが大きな特徴である。）という訓戒を上役が読み聞かせていた。その際に「定例」も月に一度は全員で読み上げており、京本店のみならず佐原店、佐倉店のように店主が年に一兩度出勤するのみである遠隔の支店においても、支店の監督および従業員の教育資料として、これらは大きな役割を果たしたと考えられる。

(2) 「歳中覚」

三代目秀明が寛政2年（1790）より書き記し始めた史料で、いわゆる年中備忘録といった性格を持っている。中には、正月元旦から一年の主なハレの食事内容、日常（ケ）の「おまわり」（お番菜のこと、べつに「おぞよ」ともいう）の内容、仏壇の御荘蔵の決まり事、年中行事の行い、寒暑見舞いなどの挨拶状、祝儀不祝儀の決まり事に至るまで、細かく指示されている。内容に改変があれば、その箇所を紙を貼って上書きし、改めた内容と年が記録されている。その中では、何枚もの上書きが貼られた箇所もあり、時代時勢に合わせた柔軟な変更によって継承が滞りなく行われてきたことがわかる。

「歳中覚」の3月・10月の項（図2）には火鉢の扱いと土蔵の窓の開閉に関する指示がある。3月の項には「火鉢取仕舞事」、10月の項に「廿日より火鉢出ス事」と記載されており、寒い季節に使った火鉢を暖かくなるにつれ片づけていることがわかる。また、火鉢に関する指示と同時に土蔵の窓の開閉に関する指示もあり、10月には窓を閉め、3月には窓と風窓を全部開けるよう述べている。さらに、10月の項には20日の朝には土蔵の一部の窓を閉めるように指示し、引き続き、風が激しい際の対応についても記している。

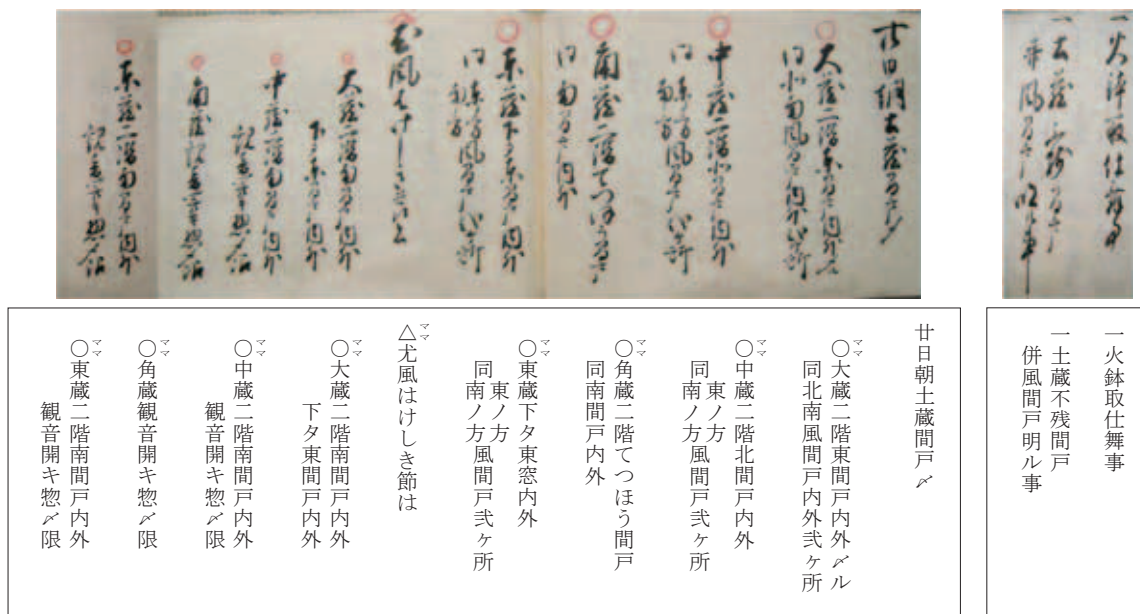


図2 杉本家所蔵の「歳中覚」からみる蔵の扉・窓の開閉指示（上）とその翻刻文（下）
（右：3月の項、左：10月の項）

表1 杉本家住宅における土蔵の扉・窓の現在位置と「歳中覚」10月の項の扉・窓の閉め方の記載

区分	扉・窓	入口の扉	風窓	1階の窓				2階の窓				備考
				東	西	南	北	東	西	南	北	
大蔵	現在 (東向き)	観音開き	○ 南北	○	×	×	×	○	×	○	×	
	「歳中覚」 10月の項	-	北・南 内外2カ所	内外 「閉」	-	-	-	内外 「閉」	-	内外 「閉」	-	-
中蔵	現在 (南向き)	観音開き	○ 南北	×	×	×	×	×	×	○	○	
	「歳中覚」 10月の項	観音開き 「惣閉」	東・南 2カ所	-	-	-	-	-	-	内外 「閉」	内外 「閉」	-
角蔵	現在 (東向き)	観音開き	×	×	×	×	×	○ 円窓	×	○	×	
	「歳中覚」 10月の項	観音開き 「惣閉」	-	-	-	-	-	-	-	内外 「閉」	-	2階 鉄砲窓
東蔵	現在	昭和12年(1937)に滅失したが、かつては中蔵の東側にあった。										
	「歳中覚」 10月の項	観音開き 「惣閉」	東・南 2カ所	内外 「閉」	-	-	-	-	-	-	内外 「閉」	-

(赤字：20日朝の記載、青字：風激しい節の記載、-：記載なし)

表1は、土蔵の扉・窓の現在の位置と「歳中覚」10月の項に記載されている扉・窓の閉め方をまとめたものである。まず、20日の朝には東蔵のみ1階の東窓を閉め、他の蔵は2階にある1箇所以上の窓と風窓を閉める。2階の窓を閉めるのは、火の種は上方に飛び入りやすいからだと考えられる。風が激しい際には南の窓や観音開きの戸を閉めるようにしている。杉本家では土蔵の扉は東側・南側に開けられているが、西側の窓は全くなく、膏薬凶子からの延焼の危険性を低くするように設計されている。そのため、風が激しい際の対応は杉本家敷地内での出火およびその延焼危険性に備えた行為と考えられる。杉本家では現在も「歳中覚」の記載に従い、旧暦10月20日頃より3月20日頃までは風窓までも閉めるよう心掛け、特に火災発生の多い冬季の防災に努めている。最後に現在の土蔵の扉・窓の位置と「歳中覚」で言及している窓や戸の方向を比較すると、現存しない東蔵を除いては中蔵の風窓の1箇所以外は殆ど一致していることがわかる。また、「歳中覚」中の角蔵の鉄砲窓は恐らく現在の東の円窓を指していると考えられるが、確証はない。

4. 現存建物からみる防災の備え

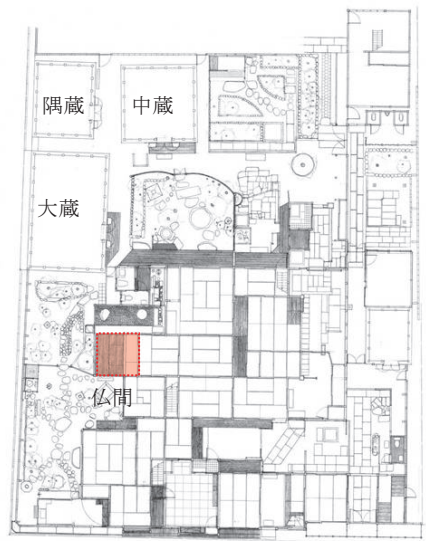
杉本家住宅(図3(a)・(b)・(g))は、都市住宅としての大型町家としての特徴と京都では現存する最大級の商家としての特異な性格を併せ持つ。通りに向かって戸口を開けて京格子を建てつける外観と、「鰻の寝床」と称されるように奥へ深く延びる平面を持ち、表通りに面した店棟と奥の主屋棟とを分けて、その間を玄関棟で繋ぐ表屋造り形式となっている。この建物には前記した土蔵以外にも他の京町家とは少し異なる防災設備があるため、それらについて考察する。

(1) 火見櫓

杉本家住宅の主屋2階から大屋根へと伸びる階段を上ると屋根への出入り口があるが(図3(h)・(i))、ここには杉本が小学生の時までは手摺り付きの板敷の「火見櫓」(1畳ほどの大きさ)があった。ここは毎年8月16日の「五山の送り火」を眺めるためにも用いられていたが、本来は文字通り火災場所や火の手の行方などを見定める為に設けられていたものと考えられる。その後、雨漏りが甚だしかったため、取り外すことになった。杉本家の火見櫓と類似したものを『目黒行人坂火事絵』で確認できる(図4(a))。

(2) 防火用貯水槽、土蔵の目塗り用材の置き場

杉本家住宅の建造当初から施されている建造物の防災設備としては、表の駒寄内および店の間と住居の間にそれぞれ地下埋込みの防火用貯水槽がある(図3(d)・(e))。また、前記の「定例」で目塗りについて言及していたが、中蔵前にはその目塗り用材の地下埋込みの置き場跡(図3(f))が残っており、杉本家では目塗り用として漆喰を使ったという伝えもある。大火災になりそうになると、家財を土蔵に入れ、窓・扉を泥で目塗りして逃げるという方法は、江戸時代庶民の火事に対する生活の智恵であった(図4(b))。



(a) 1階平面図※¹



(b) 2階平面図※¹



(c) 仏間の地下入口 (上) と地下石室 (下)



(e) 玄関庭の防火用水槽跡 (左)



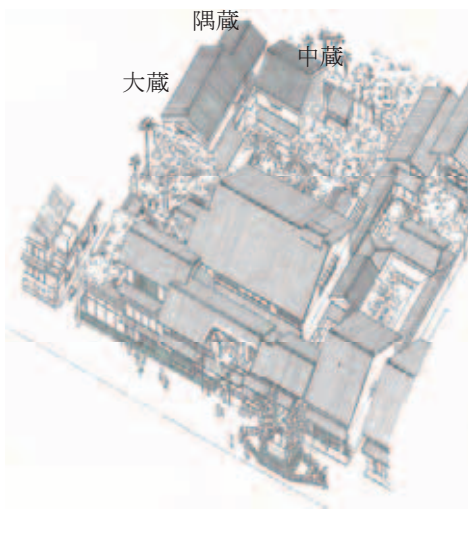
(f) 中蔵前の目塗り用材置き場 (右)



(h) 屋根面における火見櫓の痕跡



(d) 表の駒寄内の防火用水槽



(g) 杉本家住宅アクトノメトリック図※²



(i) 火見櫓の階段

図3 杉本家住宅の図面と伝統的な防災施設の痕跡
(※¹ 株式会社文化環境計画研究所作製図面に加筆、※² 杉田博明 他編『新・都魁』(京都新聞社、1989)に加筆)

貝原益軒の『萬寶鄙事記』（宝永2年（1705））に土蔵の扉を塗り込めるために土を用意することについて「倉の火用心に、常に土を瓶に入れて水に浸し置事、温暖の時はよし、寒國又寒月には土凝かたまりて用にたゝず、泥或は赤土をよく日にほし、碎きまぜて、籬にて砂石を去り、古づなをすさに切て、よくもみやはらげ、右のふるひたる土にまぜ、俵に入れ、雨水のかゝらざる所におさめ置べし、火災おこる時、桶に入れ、水をよき頃にかけ、和して、用」⁸⁾とある。

(3) 仏壇の収蔵庫としての穴蔵

杉本家の初代は、本山末寺の教誓寺と関わりのあった順照寺の仲介で呉服商奈良屋勘兵衛の元に奉公へあがったこともあり、以降も順照寺の檀家というかたちで浄土真宗の門徒として寄与してきた。4代目から6代目にかけては本山西本願寺の直門徒として勘定役を務めるなど、本山の財政に貢献した。本山と当家との深い関わりを示すものとしては、御門主より頂戴した4代目から6代目当主の遺徳を偲んだ追悼の御詠歌（軸物）、文化11年（1814）8月23日に御門主を当家へ迎えた記録やその折の拝領皿が挙げられる。

こうした深い信仰に基づき、元治の大火による家屋焼失の後に現在の家屋を再建するにあたって、仏間建立に際しては特に心をかけたことがわかる。屋敷内に仏間を独立して設け仏壇を安置しているところは、町家としては異例といえる。さらにその仏間、仏壇の規模の大きさは他に類を見ない。また、内陣の畳を上げて入る床下に、幅一間、奥行二間、天井高6.96尺の、切石を積み上げて築いた石室がある（図3（c））。

この石室は幕末の江戸と京阪の風俗を対比して描いた喜田川守貞の『守貞漫稿』（嘉永六年）⁹⁾に「窄俗ニ穴蔵ト云。或書曰、昔ハ窄ヲ用ヒズ。明暦二年ノ江戸本町二丁目ノ和泉屋九左エ門ト云、呉服賈ノ宅ニ始テ造之。世人、其火災ニ要アルコトヲ疑フテ、未用之。同三年火アリ。此窄無レ恙ケリ。世人始テ窄ノ理アルヲ悟リ、諸戸ニ用レ之ト也」とある地下式耐火収納施設である。また京坂と江戸の穴蔵材質の差として、京坂では切石積みで、江戸はヒバ材で造ると書いてある。さらに穴蔵と土蔵との関係についても、穴蔵を「今世、京坂ニハ富民金銀ヲ蓄納ム為ニ設レ之。故ニ、巨戸ニ非レバ不レ造レ之。兌舗ハ中小戸トモニ造レ之。江戸モ、巨戸専ラ造之。或ハ、宅裡ニ造レ之。或ハ、土蔵裡ニ造レ之」とあり、今回の調査対象である杉本家住宅においても耐火収納施設として土蔵と穴蔵をセットで配置し、京都の中心に位置した商家が如何に自家の防火対策に意を用いてきたかがわかる。

穴蔵は通常、中を空の状態にしており、いざ火災となれば、その中に財産・諸道具類を投げ入れるのである。そして、嚴重にふたをして上に渋紙を敷き、その上にむらのないように砂をかけてよく踏みつける。さらにそこへ水量を敷いて、真ん中に水を満たした桶を置いておく。こうすれば、穴蔵の耐火性は高く、家が焼け落ちても土蔵よりはるかに高い確率で燃え残る（図4（c））。しかし、穴蔵にも弱点があり、常に水漏れや湿気に悩まされていたのである。東京の中央区日本橋二丁目遺跡や、千代田区和田倉遺跡などからは、水抜き・水ため用の桶をとまなう穴蔵の遺構が見つかっている¹⁰⁾。立命館大学の連携拠点である京都国立博物館が2010年3月から杉本家住宅の土蔵などの温湿度測定を実施しているが、3月中の結果のみを見ても地下の石室の湿度が90%を超えており、土蔵に比べ遥かに湿度が高いという結果が出ている。

(4) お籠土さんと「火用心」

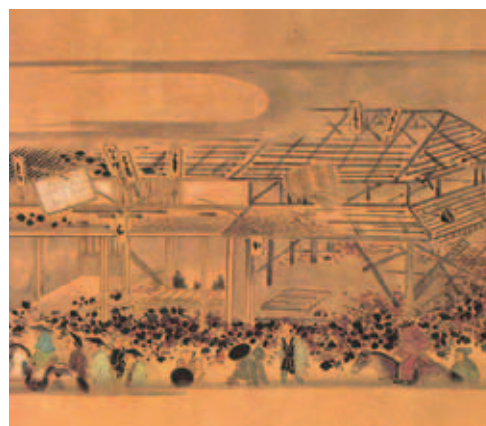
杉本家の場合は商家であるにもかかわらず神棚を祀らず、お正月でも神を迎える一切の行い（門松を立て、お鏡持ちを飾るなど）をしない。新年は、ただ仏壇に年の改まったことの挨拶をして新年の雑煮を祝い、本山へ初詣にでかける。こうした行いは杉本家に限らず真宗の家であれば当然のことであった¹¹⁾。

また、京都の台所には必ずと言ってよいほど見かける愛宕神社の火除けの御札であるが、これも杉本家で



(a) 町の火の見

(b) 土蔵の目塗り



(c) 焼け残った穴蔵

図4『目黒行人坂火事絵』部分
(国立国会図書館所蔵)

は信仰せず、独自の「火用心」の木版を年末に刷り直し用いてお籠土さんの上方の壁に高く掲げて火の元に留意している。「火用心」の版木にはこれより小型の物も保存されており、こちらは両面に字体を変えて彫られている。屋敷内の火の元近くには必ず貼り付けていたものと考えられる（図5）。

(5) 現代的な設備及び管理状況

杉本家住宅は近年には新たに自動火災報知装置が設置され、蔵内、家屋の縁の下や押し入れ内に至るまで空気が張り巡らされており、万が一火災が生じた際には自動的に下京消防署へ非常通報を発信できるようになっている。また下京消防署による消防訓練の場として当住宅を提供することで地域住民を含めて防災意識を高めるとともに、非常時における迅速な対応に混乱が生じないように努めている。

また美術工芸品を収蔵する土蔵などには、火災発生のおそれのある電気の配線を施さず、火気の取り扱いには気を配り、邸内は禁煙を徹底し、夜間には電気系統のコンセントを抜くなどしている。年に3回の公開事業に際しては、建造物および展示物に損害を被らないよう随所に監視員を置くなど、注意を払っている。



図5 お籠土さんと「火用心」（左）とその版木（右）

5. 結び

本稿では、杉本家が過去の災害の経験を通して立ててきた防災対策について、文献調査と実地調査を行い、両方を比較考察した。その結果、日ごろの火用心については従業員の教育資料として使われた「定例」というものがあり、火災の危険性が高い旧暦の10月20日から3月にかけては「歳中覚」に従い、土蔵の扉や窓の開閉を管理していたことがわかった。これらが事前予防的に対応であるとすれば、非常時に家財を守るための工夫を建造物で探ることができた。まず、主屋の大屋根の上には火見櫓を設け、防火用の地下貯水槽や目塗り用資材庫を用意し、耐火施設として裏庭に土蔵を防火壁状に並べて建てていた。また、西本願寺の勘定役を務めていることもあり、元治の大火の後、庭の裏の土蔵以外にも仏間の地下に石室を設け、火災時には仏壇を仕舞えるように工夫している。穴蔵の事例はいくつか報告されているが、杉本家のように仏壇の収蔵庫として穴蔵を置いた例は他に類例がなく、貴重な遺産と言える。また、現在も杉本家では、美術工芸品や建物を守るための様々な工夫をしている。しかし、土蔵や穴蔵は耐火性能が優れていると言っても、湿気や虫害などによる被害も考えられる。そのため、日ごろのメンテナンスはこれまでの伝統の知恵で行われているが、非常時のレスキュー体制の確立などが今後の課題となる。

参考文献

- 1) 立命館大学文化遺産防災学「ことはじめ」篇出版委員会：文化遺産防災学「ことはじめ」篇、アドスリー、2008.
- 2) 京都歴史災害研究会：京都歴史災害研究、立命館大学歴史都市防災研究センター、2004.
- 3) 長谷見雄二：歴史的町並み保存の防災事業における防災的伝統の現代的再構築—高山市三田重要伝統的建造物保存地区の地域防災事業—、日本建築学会総合論文誌、第6号、2008.
高山市三町防災策定委員会、高山市三町防災計画策定書、1996.
- 4) 相続記、財団法人奈良屋記念杉本家保存会所蔵、1781.11.
- 5) 中村利則：杉本家住宅の屋敷の変遷と建造物について、京都市指定有形文化財杉本家住宅の美術工芸品の収蔵状況に関する調査研究 2009年度報告書、財団法人奈良屋記念杉本家保存会、2010. 3.
- 6) 大塚隆：京都図鑑項目、青裳堂書店、1981.
- 7) 北原糸子：政争と民衆の眼指し、東京大学コレクションIV ニュースの誕生、東京大学総合研究博物館、1999.
- 8) 古事類苑 居処部（第四版）、吉川弘文館、1979. 10（初版 1912. 3）.
- 9) 喜多川 守貞：守貞漫稿、東京堂出版、1992.
- 10) 小沢詠美子：江戸の穴蔵、ビジュアル・ワイド江戸時代館、小学館、2002.
- 11) 田中緑紅：緑紅叢書 29 京のお正月—松の内、京を語る会、1960.